

疑を省略することに決定いたしました。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第二十三号昭和六十年度福生市一般会計予算

について反対討論を行います。

自民党政府の臨調行事により国民の生活はますます苦しくなっています。地方自治体にとっても国庫補助金の削減により負担増がもたらされました。市民生活は六十年度減税の措置がいたために市税が前年度比八・五%増となっています。こういうときこそ地方自治体は市民生活を擁護する姿勢が求められています。

福祉の施策では持殊疾病患者福祉手当支給等の新規事業はありますが、大部分は前年水準のまま据え置かれています。保育料に当たっては値上げの改正がないにもかかわらず保育料零階層がふえています。教育施策と

見ても長年の父母の願である中学校給食の実施などいまだに実現しないなど市民にとって冷たい予算となっています。

財政的に見ますと、これまでため込んだ都市施設整備基金や財政調整基金等を十分に活用すれば市民の山積みした要求は実現できます。基金へ積み立てるばかりでなく福祉や教育予算を充実して市民に還元すべきであると重ねて主張いたします。

基地問題につきましても横田基地が核通信施設が設置された危険な基地であることが明らかにされた今、横田基地があることは迷惑であるということをはっきりと政府に訴え核通信施設の撤去を主張すべきであります。

国庫補助金の削減や基地の問題など何事も自民党政府の言いがかりでは五万市民の生活は守れません。特に横田基地の核通信施設について市民の命と暮らしを脅かすものであるという態度をきっぱりととり、市民の命と暮らしを守り安心して暮らせる市政を目指すことを強く主張いたします。私の反対討論といたします。

○副議長(高水惣八君)

次に賛成者、八番石川 保君。

(八番 石川 保君登壇)

○八番(石川 保君)

保君)

ただいま議題となっております。議事第二十三号昭和六十年

度福王市一般会計予算について賛成の立場から討論をいたします。

御承知のとおり本予算につきましては市長の施政方針を受け三日間にわたり慎重かつ熱心に審議されました。

御存じのとおり国の状況の中で本年度予算編成が大変厳しいものであったことは想像にたたくありません。その中にある過去から引き続き進められてきた郡中基盤、生活基盤の急速な整備の上に立ち、特にソフト面でのレベルアップ、新施策の実施等に意を用いた感となっております。

一般会計総額は名目上四・四%減とはなったものの国民年金印紙代を基金として処理するなどの事務改善、投資的経費の一時的減少等のためであり、実質的には対前年比〇・二%の増を確保したことが行政サービスの向上に役立っていることは審議の中で明らかになれたところでもあります。また、それにもかかわらず経常収支率も〇・六%の増に抑えられ健全財政の維持も図られております。歳入では国庫支出金の削減にもかかわらず、市税の伸びや基地関連予算

郡予算などの財源確保の努力により一定水準に達しておりますが、今後を引き続き努力されるよう希望するとともに新たな財源の獲得にも意を用いられるようお願いするものであります。なお税収の実績向上及び受益者負担の適正化の検討も重ねてお願いするところであります。

一方、支出面におきましては実施計画に基づく予算編成が行われ、ハード面での公園、下水道、道路、教育施設などの整備、ソフト面での民生、衛生、教育と初め各分野で施策の充実が得られることは喜ばしいところであります。

既設の施設にあわせて田園会館、市営競技場、福東少年野球場がオープンし、福祉会館、市営プールなども改良されてまいります。今後これらの施設の効率的利用とその事業の充実をお願いするものであります。

なお、本予算の執行に当たっては最小の経費で最大の効果をという効率性の確保、健全性の保持、公平さの確保という原則に立ち、適切に運営されるよう特に希望するものであります。

さて御承知のとおり安定成長下にある我が国経済と厳しい国家財政の中で今後の財政運営はますます厳しさを増すこととは存じますが、基本計画

の修正と、それによる財政計画、行財政改革による経費の節減などの上に、幸いにして確保されてきた積立金の効率的運用により、なお一層活力ある市民の町、福王市を目指し、御努力されるよう要望し、我々もそのための協力と支援を約束して、賛成討論といたします。(拍手)

○副議長(高水惣八君) 以上で討論を終わります。

これより議案第二十三号について起立により採決いたします。

本会に対してする委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(高水惣八君) 起立多数であります。よって議案第二十三号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第二十四議案第二十四号昭和六十年度福王市

国民健康保険特別会計予算と議題といたします。

本会に対しては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がございましたので議案第二十四号につ

きまして委員会における審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本会審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、国庫負担金の定率40%が改定されて三八%になったので、その分が三億七千九百六十五万円ということだとすると、40%の定率で来た場合との差は幾らになるか。

国庫支出金と都支出金の関係で、これは目が変わって不確定なところであるけれども、過去の実績でこれだけ組んだということだと思えば、国の方の場合、これは国保だけでなく民生費も定率が十分の八から十分の七に変わって来ている、国保の関係についてもそのような話もあるようにだが、どのくらいの不確

定む要素の間の聞きかじりの質問に灯しまして、国庫負担金の療養給付費等負担金の医療費にかかわる部分の今後の定率変更に伴う差であるが、単純に計算して、定率四〇%が果たしと仮定した場合で試算すると四億七千四百五十六万五千円程度になろうかと思う。比較すると一億円弱、定率四〇%と六十年で予算計上している額との差が出てきている。

また国庫補助金の財政調整交付金の内容であるが、これは国の予算の総枠の中での配分で、昨年は調整交付金として税の軽減費分だけがこれに補てんされておりましたが、五十九年度の配分の基本的な考え方は医療費の動向、それから財政にたいした配分、経営努力と保健施設等の活動、それとも一つには退職者医療制度が実施された関係で、これが当初予定しておいたものよりも該当者が少なくて、かなり保険者の負担増というふうな形になつてくるのではないか。これをカバーするようになつていっている。

具体的に申し上げますと、調整交付金として過去には五%程度が国で見つていたものが、その五%の枠では福生は交付されていなかったため、それが一〇%の枠に広がったとき、その枠内での配分がどういふ形が出てくるか、今のところわからないうが、

少なくとも退職者医療制度の負担のショック緩和的なものも六十年年度は考えられるのではないかと考えられます。調整交付金として五十九年度に三千三百八十万七千円補正をしているが、これは通年ペースにしたときに単純に考えれば

約半分くらい入ってくるということも確定ではありませんが、考えられる。それと保険税の軽減分、またレセプト点検の結果、いろいろ要素も過去のものと踏襲して交付していただけるのではないかと、予測もできている。ただ、何分にも国の予算の枠での見込みが不確定ですので、そういうふうな見込みも勘案して予算計上をしたものである。

国庫補助金についても補正要綱が五十九年度分もいまだにできておらず、この内容においても部の財政の枠内で出すという形で配分されるので、今までは国保の保険者がカバーし切れないう分を部の補助金で見てもらっていました。これが五十九年度あるいは六十年年度は補助としてどのような形で来るのか、今予測ができていない状況である。交付の方法が変わるといふことだけは確かである。当初予算の計上についてはそういう状況にありながら過去の交付状況を見て医療費等の財政調整補助金として九千八百九十二万円を予算計上した

ものです。

五十九年度の当初の申請を参考に申し上げると、確定はしてありませんが、約八千八百万円程度の交付申請書類上の手続をしてあるので、これからもう少し算計上等を見たとき、多少の伸びとなり、一三％程度の申請額よりアップになると思込んでいることも事実であるとの説明がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どまり可決すべきものと決定した次第であります。

何とが当委員会報告のとおり御決定くださるようお願ひ申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十四号は、

委員長長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第二十五議案第二十五号 昭和六十年年度福生

市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 仲村清信君登壇)

○厚生委員長(仲村清信君) 御指名がござりましたので、議案第二十五号につ

きまして委員会にわける審査概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

本委員審査に先立ち担当課長より内容の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、この制度ができてからの受診率はどうかというかとの質問に對して、昭和五十八年二月より施行されてその一月分の受診率は〇・八四五であったが、五十八年度の決算では、国保においては一・〇八、社保においては一・〇四で、昨年の十一月の平均値は一・二二である。参考までに申し上げますと、東京都が一・二七、二十六市平均が一・二三であるとの説明がなされました。

また委員より、二十六市の平均より低いということは対象者が少いということかとの質問に對して、これはなかなか難しい問題でありまして老人病院等がたぐいある所は受診率が高いのですが、福生はそれがないので受診率は低くなっている。青梅市などにおいては老人病院がたぐいでやっているものであつたと受診率等も高いようであるとの説明の後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案ばかり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告となり御決定くださるようお願い申し上げます。審査直報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十五号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十五号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君) 日程第二十六議案第二十六号昭和六十年度福生市福

生郡市計画事業福生工地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

ことを願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君) 御指名がございましたので議案第二十六号について審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

この予算は、昨年の二月に換地処分として完成した福王駅東口区画整理事業の換地清算の関係が主であるとの説明があった後、質疑に入りました。委員より、この特別会計は六十四年度まで続くが、確実に会計がなくなるという事に理解してよいのかとの質問に対して、今のところ基本的にはそのように理解していただきたいのだが、五十九年度より熊川地区の区画整理が調査中であるので六十四年度から議会と相談し地元との話し合いが始められるが、事業化することによって六十四年度までは熊川地区の区画整理に続けていきたいと思う。

また仮に三年なり三年で開始したとすれば、事業認可を知事から取ったとすればこの特別会計がなくなる可能性があります。その事業費が見込まれることになるという

説明がありました。

お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何となく当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○副議長(高水惣八君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十六号について採決いたします。

本会に対して委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会では、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十六号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

二時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後二時六分

開議

○副議長(高水惣八君)

休憩前に引当続开会議を開きます。

日程第二十七議案第二十七号昭和六十年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので議案第二十七号につ

いて審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

この当初予算は六十年度末で一萬五千八百世帯と比較して八六%で、総排水量が五百七十三トンを見込んでいるとの説明があった後に質疑に入りました。一般会計の繰入金総額をどのくらいになるかの質問に対して、五十九年度末で五十一億七千三百万円であるとの答弁がありました。

また委員より、払戻もらえない滞納繰越金は何名くらいに見込んでいるか。それから地方債の利率が九%以内になっているが、どのくらいで借りているかの質問に対し、五十八年度末で件数にして四百五十七件で百二十七万二千三百六十円であり、地方債の方は七二と七一の二つありまして、政府債の方は七一%で、公庫が七一であるとの答弁がありました。

お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(高水惣八君)

以上で委員長長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

以上で質疑を終わります。

これより議事第二十七号について採決いたします。

本会に付する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

御異議なしと認めます。よって議事第二十七号は、委

員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第二十八号議事第二十八号昭和六十年度福生市

受託水道事業会計予算を議題といたします。

本会に付するは、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から

報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(高水惣八君)

御指名がございましたので議事第二十八号について審

査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議事審査報告書) 別添参照

理事より議事の説明があった後に質疑に入りましたが、歳入の水道料金

の集金についてですが、前年度どのくらいあって、また集金できない人たちの決算

の処理方法はどうにやっているかとの質問に付して、未納関係で二百三万九千

六百九十円でパーセントにして九九・七四％であり、不納又損は東京都の指導で

五年間下落しているが、五年前の五十四年度は総額で百七万九千三百七十円で

金額の最も少ないので四百十円で、大きいので二万二千三百円であり、件数としては四

百四十七件であり、不納処分は五年の時効以外は措置してないとの答弁があ

りました。

また委員より、漏水委託は五十九年度より二百万円の減額をうけているが

漏水と有収水量のバランスは現在どうなっているかとの質問に付して、漏水調査

に開連してゐる有収水量は本年が二月末現在で八六・〇七%であり、五十七年度は八六・二%で、五十八年度は八六・七%であり漏水は次第に減つてゐるとの答弁がありました。

お諮りしましたところ全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。
審査報告とてお諮りいたします。

○副議長(高水惣八君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第二十八号について採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(高水惣八君)

御異議なしと認めます。よつて議案第二十八号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(高水惣八君)

日程第二十九議案第二十九号市道路線の認定に

ついて議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 加藤謹之助君登壇)

○建設委員長(加藤謹之助君)

御指名がございましたので議案第二十九号に

ついて審査報告とてお諮りいたします。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案不審査報告書) 別添参照

この認定しようとする路線は三本でありまして、まず市道三〇九号線は牛浜駅の東南に位置した道路であり、次に市道一二五号線は原ヶ谷